

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和2年7月30日(2020.7.30)

【公開番号】特開2019-210483(P2019-210483A)

【公開日】令和1年12月12日(2019.12.12)

【年通号数】公開・登録公報2019-050

【出願番号】特願2019-146794(P2019-146794)

【国際特許分類】

C 09 C	1/40	(2006.01)
C 09 D	17/00	(2006.01)
C 09 D	7/61	(2018.01)
C 09 D	201/00	(2006.01)
C 09 D	11/037	(2014.01)
C 09 C	3/04	(2006.01)

【F I】

C 09 C	1/40
C 09 D	17/00
C 09 D	7/61
C 09 D	201/00
C 09 D	11/037
C 09 C	3/04

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月3日(2020.6.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

粒子の平面性(最短長さ/粒子断面長さ)が0.95~1.00である平面粒子を、60%~100%の個数割合で含有し、

かつ、粒子の平均粒子径d₅₀が、4μm~13μmであり、

前記粒子の平均厚みtが0.082μm~0.12μmであり、

前記粒子の平均厚みt(μm)に対する平均粒子径d₅₀(μm)の比(d₅₀/t)が、90~159である、アルミニウム顔料。

【請求項2】

前記平面粒子を、60%~98%の個数割合で含有する、請求項1に記載のアルミニウム顔料。

【請求項3】

前記粒子の平均厚みt(μm)に対する平均粒子径d₅₀(μm)の比(d₅₀/t)が、90~149である、請求項1又は2に記載のアルミニウム顔料。

【請求項4】

前記粒子の、表面の平均粗さR_aが2~12nmである、請求項1乃至3のいずれか一項に記載のアルミニウム顔料

【請求項5】

アトマイズドアルミニウム粉を、ボールミルを具備する磨碎装置により磨碎する工程を有し、

磨碎溶剤の体積に対する磨碎ボールの体積（磨碎ボールの体積 / 磨碎溶剤の体積）が 0 . 5 ~ 3 . 5 である、アルミニウム顔料の製造方法。

【請求項 6】

磨碎ボールの比重が 8 以下である、請求項 5 に記載のアルミニウム顔料の製造方法。

【請求項 7】

請求項 1 乃至 4 のいずれか一項に記載のアルミニウム顔料を含む塗料組成物。

【請求項 8】

請求項 7 に記載の塗料組成物を含有する塗膜。

【請求項 9】

請求項 8 に記載の塗膜を有する物品。

【請求項 10】

請求項 1 乃至 4 のいずれか一項に記載のアルミニウム顔料を含むインキ組成物。

【請求項 11】

請求項 10 に記載のインキ組成物を含む印刷物。